

2019年3月改訂(第4版)
2017年9月改訂(第3版)(新記載要領に基づく改訂)
2013年5月改訂(第2版)

届出番号:13B2X00361DGP005

機械器具 15 舌圧子
一般医療機器 舌圧子 14066000

滅菌済木製舌圧子

再使用禁止

【禁忌・禁止】

1. 口腔、咽喉の検診以外の使用禁止
2. 再使用禁止

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 オカダ医材株式会社
東京都文京区湯島2-17-5
電話番号:03-3813-9631

【形状・構造及び原理】

1. 概要

本品は、天然木の白樺から板状に加工したものを滅菌した製品である。舌を固定及び移動させて口腔内の組織を検査するために用いるものである。

製造業者

Dalian Goodwood Medical Care Ltd.

2. 形状



【使用目的又は効果】

本品は舌を固定又は移動させて、口腔内の組織を検査するために用いる手術器具である。

【使用方法等】

1. 包装を開封し、本品を取り出して患者の口腔内に挿入する。
2. 本品は、舌を押えるために使用し、喉頭部を観察する。

【使用上の注意】

1. 単一の患者に1回限り使用し、再使用しないこと。
2. 本品は天然木の加工品のため、輸送、保管中の環境等により、割れ、欠け、ささくれ等が生じることがある。
その場合は使用しないこと。
3. 破損する可能性があるため、過度な力で押えないこと。
4. 体内へ留置しないこと。
5. 開封後は速やかに使用すること。

【保管方法及び有効期限等】

1. 保管方法
直射日光に当てず、高温多湿を避け、水濡れに注意
清潔な場所に保管すること。
2. 有効期限(自社データによる)
滅菌有効期限は、滅菌日より3年間。(有効期限は外箱に記載)